



平成31年中(2019年前半)に税理士が対応すべき項目

—平成30年分確定申告への対応、e-Taxセキュリティ強化への対応、事業承継への対応、消費税複数税率への対応—

2019年10月1日から消費税率の引上げが実施され、複数税率が導入されることとなります。これまでの税率引き上げとは異なり、私たちの業務にも大きな影響を及ぼすことは容易に想像できます。関与先に対して、複数税率導入後の事務処理の指導等その対応に余念のないところです。

また、目前に迫った平成30年度確定申告では、所得控除を中心に改正されました。特に配偶者控除の適用については注意が必要です。

2019年からe-Taxが利用しやすくなる一方で、セキュリティ強化のためのシステムの見直しが行われ、税理士は、関与先に対するメッセージを直接税理士が受け取るための手続きについて早急に対応しなければなりません。

さらに、平成30年4月から事業承継税制の適用範囲が広がりましたが、新制度は、特例承継計画書の提出と当該書面に認定支援機関の意見付記が必須となりました。認定支援機関についても、更新時期に差し掛かっている税理士の場合、早めの更新手続きを行うことが必要となります。

今回の研修では、平成31年中(2019年前半)で税理士が対応していかなければならない項目の留意点と対応方法を確認しますので、是非ご参加ください。

【日 時】 平成31年1月10日(木)
13:30~16:30

【場 所】 京都税理士会館3階 京税ホール

【講 師】 税理士 永橋 利志 先生

【受講費用】 組合員・賛助会員の先生・その職員……………1,500円
上記以外の先生・その職員 ……………3,000円

*筆記具等をご持参ください *費用は当日受付で申し受けます
*必要な方は研修受講カードをご持参ください
両丹地区ではライブ配信を開催する予定です
※両丹の先生方へは、各支所より改めてご案内させていただきます

● 下記の必要事項をご記入のうえ FAX でお申し込みください ●

平成31年1月10日(木)『平成31年中(2019年前半)に税理士が対応すべき項目』

所属支所/支部 支所/支部	税理士氏名・税理士法人名	税理士番号・法人登録番号 (必ずご記入願います)
お電話番号 ()	FAX番号 ()	人数(必ずご記入願います) 名

※お席確保のため、事前申込の無い方が当日お越し頂いた場合、入場をお断りさせていただきます。

※無断でキャンセルされた場合は、受講料をいただくことがあります

お申込は事務局へ⇒ Tel(075)222 - 2311 / Fax(075) 2 2 2 - 2 3 5 5